

川崎市発達障害者支援センター運営事業及び川崎市発達障害地域活動支援センター  
事業に係るプロポーザル選定審査委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市発達障害者支援センター運営事業及び川崎市発達障害地域活動支援センター事業を委託するにあたり、プロポーザル方式による公正かつ適正な審査により、委託するに相応しいと認められる事業者を選定することを目的として、川崎市発達障害者支援センター運営事業及び川崎市発達障害地域活動支援センター事業に係るプロポーザル選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、前条の事業を委託する事業者をプロポーザル方式により選定することとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者に就任を依頼し、委員とする。

- (1) 健康福祉局障害保健福祉部長
- (2) 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
- (3) 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
- (4) 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
- (5) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長
- (6) 教育委員会事務局学校教育部支援教育課担当課長〔小中高等学校支援教育〕

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前条第2号に掲げる者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第3条各号に掲げる者の出席が困難な場合は、代理者の出席を可能とする。この場合において、代理者を出席させる委員は、あらかじめ委員長へ報告しなければならない。

(審査及び選定)

第6条 委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、あらかじめ健康福祉局障害保健福祉部精神保健課（以下「精神保健課」という。）から、参加意向申出書、実績表、コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書、誓約書その他関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

2 委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、あらかじめ提案書、見積書、決算書その他関係書類（以下「提案書等」という。）を提出させ、実施するものとする。

3 委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、精神保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。